

上都賀厚生農業協同組合連合会
在宅介護支援センターかみつが指定居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、上都賀厚生農業協同組合連合会が開設する在宅介護支援センターかみつが指定居宅介護支援事業（以下「支援」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 支援における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- 1 指定居宅介護者支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものである。
- 4 事業の運営に当っては、市町村、老人福祉法20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤1名（兼務） 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 介護支援専門員 常勤5名以上 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第4条 支援の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。職員の職務条件は職員就業規則において定める。

- 1 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日午後12時30分より1月3日まで）、8月15日は休業とする。
- 2 営業時間 月～金曜日は午前8時30分～午後5時まで、土曜日は午前8時30分～午後12時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 支援の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当る。

- (ア) 要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- (イ) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他のものとの連絡調整を作成する
- (ウ) 当該要介護者等が介護保健施設への入所を要する場合は、介護保健施設への紹介その便宜の提供を行う。

(エ) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

- 2 介護支援専門員は、通常支援の相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、MDS-HC方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置付けたサービスについての調整等を図るため、通常老人保健施設かみつがの会議室に、当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。
- 5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者を訪問するものとする。
- 6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める公示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。
- 7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、鹿沼市の区域を越えた所から往復1km300円の額を徴収する。
- 8 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業地域は鹿沼市内とする。

(その他運営についての留意)

第7条 支援は、介護支援専門員等の質的向上をはかるための研修会の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は上都賀厚生農業協同組合連合会と支援の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成11年8月23日から施行する。

平成12年4月 1日改訂

平成13年6月 1日改訂

平成14年9月 1日改訂

平成16年4月 1日改訂

平成17年1月 1日改訂

平成17年4月 1日改訂

平成18年4月 1日改訂

平成23年9月 1日改訂